

「地方公営企業等金融機構法」成立にあたって

本日、地方公営企業等金融機構法が成立した。

地方六団体は公営企業金融公庫の廃止後、地方が共同して主体的、自律的に運営する新たな組織を特別法により設置することを強く求めてきたところであり、このような措置がなされたことについて、深く感謝申し上げます。

上下水道、交通、病院など住民生活に不可欠な社会資本の整備に要する長期・低利の資金を安定的に確保するため、地方分権改革の趣旨に沿って、地方自治体が共同して資金調達のための新組織を設立することが認められた意義は大きなものと捉えている。

地方六団体としても、この法律の成立にあたって、国民の皆様の期待に応えるべく、地方公営企業の経営の透明性を一層高めるなど、不断の自己改革に努めつつ、主体的かつ責任を持って、同機構の設立と業務の安定的な運営、市場の信頼の確保に向けて今後全力をあげて取り組んでまいりたい。

平成19年5月23日

地方六団体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	川島 忠一
全国市長会会長	山出 保
全国市議会議長会会長代行	嶋津 隆之
全国町村会会長	山本 文男
全国町村議会議長会会長	川股 博